

よくあるご質問

本資料は、第2回及び第3回事業においてお問い合わせの多かった内容を抜粋して記載してあります。取扱要領やQ & Aと併せて熟読の上、申請書類の提出をお願いいたします。

1 提出しなければいけない書類は何か。

すべての事業者が提出する書類は、以下の通りです。

- ① 第4回石川県L Pガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- ② 石川県L Pガス料金負担軽減支援事業 誓約事項等同意書（様式第1号 別紙3）
- ③ 値引実績一覧表（様式第1号添付書類）
- ④ 第4回石川県L Pガス料金負担軽減支援事業 助成金請求書（様式第2号）

また、抽出検査ですべての事業者が提出する書類は、以下の通りです。

- ① 値引きの事実が確認できる書類のコピー

→消費者に値引きを明示したことがわかり、且つ値引額を明示した請求書、検針票、Web 明細、クラウド上のものは当該顧客管理番号を表示された端末画面のスクリーンショットの画像等

この他、該当する場合のみ提出が必要な書類もあるため、「取扱要領」で詳細を必ずご確認ください。

2 「値引の事実が確認できる書類」がない。

今回の料金負担軽減支援事業は、国の地方創生臨時交付金を活用した石川県補助事業であり、公金を各販売事業者にお支払いすることから、販売事業者が値引きした事実を国の会計検査院に説明できるよう証拠書類の提出が義務付けられています。

証拠書類を提出できない場合は、たとえ値引きしていても助成金の交付を受けられません。

このようなケースでは、販売事業者への救済措置は有りませんので、事業参加にあたっては、十分に内容をご理解して頂いたうえで、交付申請兼実績報告書類をご提出ください。（詳細については、事務センターまで電話でご確認ください。電話：076-213-6038）

3 「税込」の金額で値引きしたが、助成金が「税抜」で振り込まれた。消費税額は販売店が損をしているのではないか。

値引きしたガス料金に対して、県から「値引原資」分として助成金が支払われますが、この助成金は県にガスを販売した対価（売上金）ではなく、お客様から本来なら頂くべきガスの売上金を県が補助金として補填したもので、ガスの売上金には該当しません。

値引きしたガス料金の消費税については、売上金ではなく補助金なので消費税は「不課税扱い」となります。このため、税務署に提出する消費税計算書には、県から支払われた値引き原資については、売上額に含まない（計上しない）でください。

値引したガス料金の本体価格は、県からの補助金として販売店の雑収入になります。値引き分はガス料金の売上額に含まれていないため、結果として販売店が消費税を負担していることになりません。

4 県からの値引き原資（支援金）を雑収入に計上すると、売上額からその分が除外され、対前年度比較で売上高が大きく減少してしまい、株主や関連企業等への説明に困る。県からの助成金を売上高に計上したいが、問題がないか。

原則は国・地方公共団体からの支援事業助成金であり、営業外収益として計上すべきですが、値引き事業は従来の助成事業とは性格が異なり、消費者の負担軽減を目的とする支援事業であり、事業者が値引き料金を肩代わりしていることから、県が収益（売上高）を補填することを目的として、支援金を交付しています。

そのため、売上先は従来の一般顧客からではありませんが、県からの支援金を売上の一部とする見解も成立します。

従って、売上項目の一区分として、「料金負担軽減支援事業売上（不課税売上）」とすることもできます。この場合、消費税については、国・地方公共団体からの助成金であり元々不課税ですので、課税売上割合にも反映されません。（売上に計上したとしても、消費税の対象外として下さい。）

消費税の取扱いや支援金の会計処理に関する事項は「Q & A」の4頁及び5頁をご確認ください。